

資料編

- 1 高山市総合計画条例
- 2 策定経過
- 3 高山市総合計画審議会設置条例
- 4 高山市総合計画審議会名簿
- 5 高山市総合計画審議会諮問、答申
- 6 まちづくり指標等一覧
- 7 市民満足度指標一覧
- 8 主な関連計画

1 高山市総合計画条例

平成25年12月27日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針を示すものをいう。
- (2) 基本計画 まちづくりの基本理念や都市像を明らかにし、その実現のために必要な施策の体系及び方向性を示すものをいう。
- (3) 実施計画 基本計画に示された施策の方向性に基づく事業を定め、事業規模などを示すものをいう。
- (4) 財政計画 実施計画と予算の整合性を保ち、健全な財政運営を確保するため、中長期的な財政収支見通しを示すものをいう。

(策定)

第3条 市長は、総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

(構成)

第4条 総合計画は、基本計画、実施計画及び財政計画で構成する。

(位置付け)

第5条 総合計画は、本市の最上位の計画と位置付ける。

- 2 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(計画期間)

第6条 基本計画の計画期間は、10年とし、5年で見直しを行うものとする。ただし、情勢に大きな変化があった場合には、見直しを行うことができる。

- 2 実施計画及び財政計画の計画期間は、前期計画5年、後期計画5年とし、毎年見直しを行うものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第7条 市長は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、あらかじめ、高山市総合計画審議会設置条例（昭和42年高山市条例第35号）第1条に規定する高山市総合計画審議会に諮問するものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、又は変更した場合は、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この条例及び次条の規定による改正後の高山市議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年高山市条例第28号）第2条の規定は、施行日以後に策定する総合計画について適用する。

(高山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)

第2条 高山市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、高山市総合計画における<u>基本構想及び基本計画</u>の策定、変更又は廃止とする。</p>	<p>(議決すべき事件)</p> <p>第2条 議会の議決すべき事件は、高山市総合計画における基本計画の策定、変更又は廃止とする。</p>

2 策定経過

平成30年度

- ・市民・団体アンケート
- ・今後のまちづくりに関する意見募集
- ・意見交換会 など

・議会（総務環境委員会）

- ・総合計画（前半）、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価（外部評価）

- ・総合計画審議会意見、地方創生に関する有識者会議（施策評価）

平成31年度

- ・総合計画審議会意見、地方創生に関する有識者会議

・議会（総合計画に関する特別委員会）

12月

基本計画素案の策定、公表

- ・パブリックコメント

1月

基本計画案の策定

- ・総合計画審議会答申

3月

基本計画の策定

・議会審議、議決

3月

実施計画・財政計画の策定

年 月 日	事 項	内 容	
平成30年	5月18日 ～6月8日	市民アンケート	将来に向けたまちづくりについて
	5月30日 ～6月25日	団体アンケート	将来に向けたまちづくりについて
	6月15日 ～7月20日	今後のまちづくりに関する意見募集	将来に向けたまちづくりについて
	6月25日 ～9月29日	意見交換会	総合計画見直しに向けたまちづくり意見交換会 (団体等)
	7月4日	高山市地方創生に関する有識者会議	地方創生に関する取り組み状況について
	8月17日 ～9月3日	市民アンケート	少子化等に関するアンケート調査
	8月23日 ～9月10日	市民アンケート	地方移住に関するアンケート調査
	8月27日 ～10月5日	市民アンケート	将来の進路や仕事に関する意識・希望アンケート 調査
	11月5日 ～12月14日	意見交換会	総合計画見直しに向けたまちづくり意見交換会 (地域ごと)
	12月17日	高山市議会総務環境委員会	総合計画(基本計画)の見直しについて
平成31年	2月8日	高山市総合計画審議会	総合計画(基本計画)の見直しについて 総合計画(前半)の検証について
	2月21日	高山市地方創生に関する有識者会議	総合戦略の施策評価について
令和元年	7月22日	高山市議会総合計画に関する特別委員会	総合計画の見直しについて 現状、見直しの考え方、総合計画の構成
	9月20日	高山市議会総合計画に関する特別委員会	総合計画の見直しについて 人口推計、まちづくりの方向性等の設定、 総合計画と総合戦略との統合
	10月31日	高山市議会総合計画に関する特別委員会	地域のまちづくりについて
	11月22日	高山市地方創生に関する有識者会議	総合戦略の見直しについて
	11月25日	高山市総合計画審議会	総合計画の見直しについて
	11月26日 ～12月19日	意見交換会	総合計画見直しに係る意見交換会(地域ごと)
	12月6日 ～12月27日	市民アンケート	市の取り組みに対する満足度等について
	12月26日	高山市議会総合計画に関する特別委員会	総合計画の見直しについて
	12月27日 ～1月27日	パブリックコメント	基本計画見直し素案について
令和2年	1月31日	高山市地方創生に関する有識者会議	総合計画(総合戦略)の変更案について
	2月5日	高山市総合計画審議会	基本計画の変更案について(諮問)
	2月12日	高山市総合計画審議会	基本計画の変更案について(答申)
	2月25日	令和2年第1回高山市議会定例会	総合計画基本計画(変更)議案上程
	3月18日	高山市議会総合計画に関する特別委員会	総合計画基本計画(変更)審議
	3月19日	令和2年第1回高山市議会定例会	総合計画基本計画(変更)議決

3 高山市総合計画審議会設置条例

昭和42年12月25日

条例第35号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、高山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、高山市総合計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 国又は地方公共団体の職員
- (4) 団体の役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者

3 委員は非常勤とする。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第8条 市長が必要と認めるときは、部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、各部会ごとに10人以内とし、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。
- 4 専門委員の任期は、特別の事項の調査及び審議が終了するまでとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部において行う。

(委任)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和43年11月1日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和44年12月10日条例第16号)

この条例は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月27日条例第19号)

この条例は、高山市部設置条例（昭和56年高山市条例第18号）施行の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月23日条例第30号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月1日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月1日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

4 高山市総合計画審議会名簿

順不同、敬称略

団 体 名	氏 名
高山市観光連絡協議会	◎ 堀 泰 則
高山商工会議所	菘 谷 雅 彦
高山金融協会	澤 田 大 輔
高山市商店街振興組合連合会	松 葉 早百合
連合岐阜飛騨地域協議会	谷 口 寛 子
高山市農業委員会	鴻 巣 明 久
飛騨高山森林組合	唐 谷 清 司
飛騨農業協同組合	谷 口 寿 夫
高山市快適環境づくり市民会議推進委員会	村 上 千 恵
高山市景観町並保存会連合会	川 上 幸 夫
高山市教育委員会	針 山 順一朗
高山市社会教育委員会議	○ 京 極 範 子
一般社団法人高山市文化協会	関 善 広
社会福祉法人高山市社会福祉協議会	西 永 由 典
高山市民生児童委員協議会	平 塚 外 美
高山市連合長寿会	中 田 幸 男
高山身体障害者福祉協会	益 田 美貴子
一般社団法人高山市医師会	荒 谷 睦
高山国道事務所	竹 島 大 祐
一般社団法人岐阜県建築士事務所協会	野 中 隆 平
高山市消防団	西 明 浩
高山市町内会連絡協議会	中 畑 稔
三枝の郷まちづくり協議会	下 山 哲 正
国府町まちづくり協議会	橋 戸 須美子
公益社団法人高山青年会議所	池 田 憲 一
高山人権擁護委員協議会	加 藤 雅 宏

◎ 会 長

○ 副会長

5 高山市総合計画審議会諮問、答申

31企画第354号
令和2年2月5日

高山市総合計画審議会
会 長 堀 泰 則 様

高山市長 國 島 芳 明

高山市第八次総合計画基本計画の変更について（諮問）

本市では、平成27年に策定した第八次総合計画に基づき、市民が主役という基本的な考え方のもと、都市像である「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を実現するため、さまざまな施策に取り組んでいます。

しかしながら、計画策定から4年が経過し、人口減少、少子高齢化の更なる進展、働き方改革や教育を取り巻く環境の変化、国際化の進展、地域間競争の激化、情報化社会の加速、異常気象による災害の発生など様々な課題に対し、これまで以上の対応が求められています。

このような状況の中で、高山市第八次総合計画基本計画を変更したいので、高山市総合計画条例第7条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和2年2月12日

高山市長 國島 芳明 様

高山市総合計画審議会
会長 堀 泰 則

高山市第八次総合計画基本計画の変更について（答申）

令和2年2月5日付け31企画第354号にて諮問のありました高山市第八次総合計画基本計画の変更については、諮問に先立ち、当審議会委員の付した意見が反映された内容となっており、まちづくりの指針として適当であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、下記事項について配慮いただきますよう要望いたします。

記

1. 人口減少・少子高齢化の急速な進展をはじめ、高山市を取り巻く様々な社会情勢や環境の変化に対応するため、常に横断的かつ長期的な視点を持ちながら、大胆かつスピーディーに計画を実行することにより、市の将来のあるべき姿である「人・自然・文化がおりなす活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」の実現に向けて努められたい。
2. 生産年齢人口の減少や後継者、労働力不足などの課題に対応し、誰もが能力を活かして、生き生きと働ける環境を整えるとともに、活発な産業活動が行われるまちづくりをすすめていただきたい。
3. 子どもから高齢者まで誰もが、心身ともに健康な生活を送ることができる環境づくりに取り組んでいただきたい。
とりわけ、安心して子育てができる環境の充実を図るとともに、子どもや若者が、郷土への誇りと愛着を持ち、住み続けたい、帰ってきたいと思えるまちづくりをすすめていただきたい。
4. 地域におけるつながりの強化、地域を支える担い手の育成、地域間の連携などをすすめるとともに、安全・安心に暮らせる社会基盤の充実を図り、持続可能なまちづくりをすすめていただきたい。
5. 計画の趣旨や内容を広く市民にわかりやすく周知して情報共有を図るとともに、地域の多様な主体との協働・連携によって計画を推進していただきたい。
また、市民の目線に立ち機能的な組織体制の構築を図るとともに、急速な社会変化に対応した、迅速かつ的確な対応をお願いしたい。

6 まちづくり指標（数値目標）等一覧

計画人口等

指標名	指標の説明	単位	現状値	目標 (2025)
人口	10月1日現在における市内に居住する人口（国勢調査）	人	(2015) 89,182	82,000
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計（岐阜県飛騨圏域の公衆衛生）	—	(2017) 1.75	1.83
社会増減 (転入数－転出数)	前年の10月から9月までの市内への転入者数と転出者数の差（岐阜県人口動態統計調査）	人	(2019) ▲336	▲135

まちづくりの方向性 1

多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ

指標名	指標の説明	単位	現状値	目標 (2024)
雇用者1人あたりの雇用者報酬	当該年度における、雇用者1人あたりの雇用者報酬（岐阜県市町村民経済計算）	千円	(2016) 3,826	4,300
就業者1人あたりの市内総生産額	当該年度における、就業者1人あたりの市内総生産額（岐阜県市町村民経済計算）	千円	(2016) 6,955	7,800

まちづくりの方向性 2

心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する

指標名	指標の説明	単位	現状値	目標 (2024)
健康寿命	当該年度における日常生活動作が自立した期間の平均年数（岐阜県）	歳	(2016) 男性 78.70 女性 83.04	男性 80 女性 84
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	「将来の夢や目標を持っていますか」の問いに「もっている」「どちらかといえばもっている」と回答した児童生徒の数/回答総数×100（全国学力・学習状況調査（小学校第6学年、中学校第3学年））	%	(2019) 小 86.0 中 69.3	100

まちづくりの方向性 3

人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる

指標名	指標の説明	単位	現状値	目標 (2024)
まちづくり協議会の活動に参加したことがある市民の割合	「お住まいの地域のまちづくり協議会の活動に参加したことがありますか」の問いに「参加したことがある、もしくは参加している」と回答した市民の割合（市民アンケート調査）	%	(2019) 52.5	↗
市民1人あたりの地域公共交通（まちなみバス、のらマイカー、たかね号）年間利用回数	当該年度における市民一人あたりの地域公共交通（まちなみバス、のらマイカー、たかね号）の延べ利用回数	回	(2018) 1.76	2.5

7 市民満足度指標一覧

まちづくりの方向性 1

多様な働き方と優れた産品、サービスで財を稼ぐ			
指標名	単位	現状値 (2019)	目標 (2024)
「若者、女性をはじめ、働く意欲のある人の就労の場が確保されている」と感じている市民の割合	%	30.1	↗
「地域産業が受け継がれるための人材確保・後継者育成が進んでいる」と感じている市民の割合	%	22.9	↗
「地元の農産物が広く消費され、農業が活性化している」と感じている市民の割合	%	63.3	↗
「地元の木材が広く利用され、林業・木材産業が活性化している」と感じている市民の割合	%	35.1	↗
「地元の畜産物が広く消費され、畜産業が活性化している」と感じている市民の割合	%	71.4	↗
「個性・魅力あるものづくりが行われ、工業が活性化している」と感じている市民の割合	%	34.4	↗
「個性・魅力ある商店経営が行われ、商業が活性化している」と感じている市民の割合	%	23.0	↗
「観光客で市内がにぎわい、観光産業が活性化している」と感じている市民の割合	%	81.7	↗
「外国人で市内がにぎわい、海外との人や物の交流が進んでいる」と感じている市民の割合	%	77.5	↗
「市内で生産されたものが市内で販売、消費されるなど地域内で経済が循環している」と感じている市民の割合	%	50.4	↗

まちづくりの方向性 2

心身の健康と文化、教育で心豊かな暮らしを実現する			
指標名	単位	現状値 (2019)	目標 (2024)
「主体的な健康づくりや病気の予防に取り組む環境が整っている」と感じている市民の割合	%	54.5	↗
「安心して医療を受けられる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	53.3	↗
「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	38.8	↗
「障がい者が必要な支援を受け、自立して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	42.5	↗
「地域で支え合い、安心して暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	45.6	↗
「子どもが健やかに育つ環境が整っている」と感じている市民の割合	%	63.6	↗
「学校・家庭・地域が連携した児童生徒の教育環境が整っている」と感じている市民の割合	%	63.7	↗
「文化芸術を鑑賞したり、活動が支援されて発表したりできる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	57.4	↗
「スポーツをしたり、楽しんだりできる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	47.5	↗
「国内外の都市と様々な分野において交流が進んでいる」と感じている市民の割合	%	51.1	↗
「文化財や伝承芸能が保存、継承され、郷土の歴史文化に誇りを持っている」と感じている市民の割合	%	75.7	↗

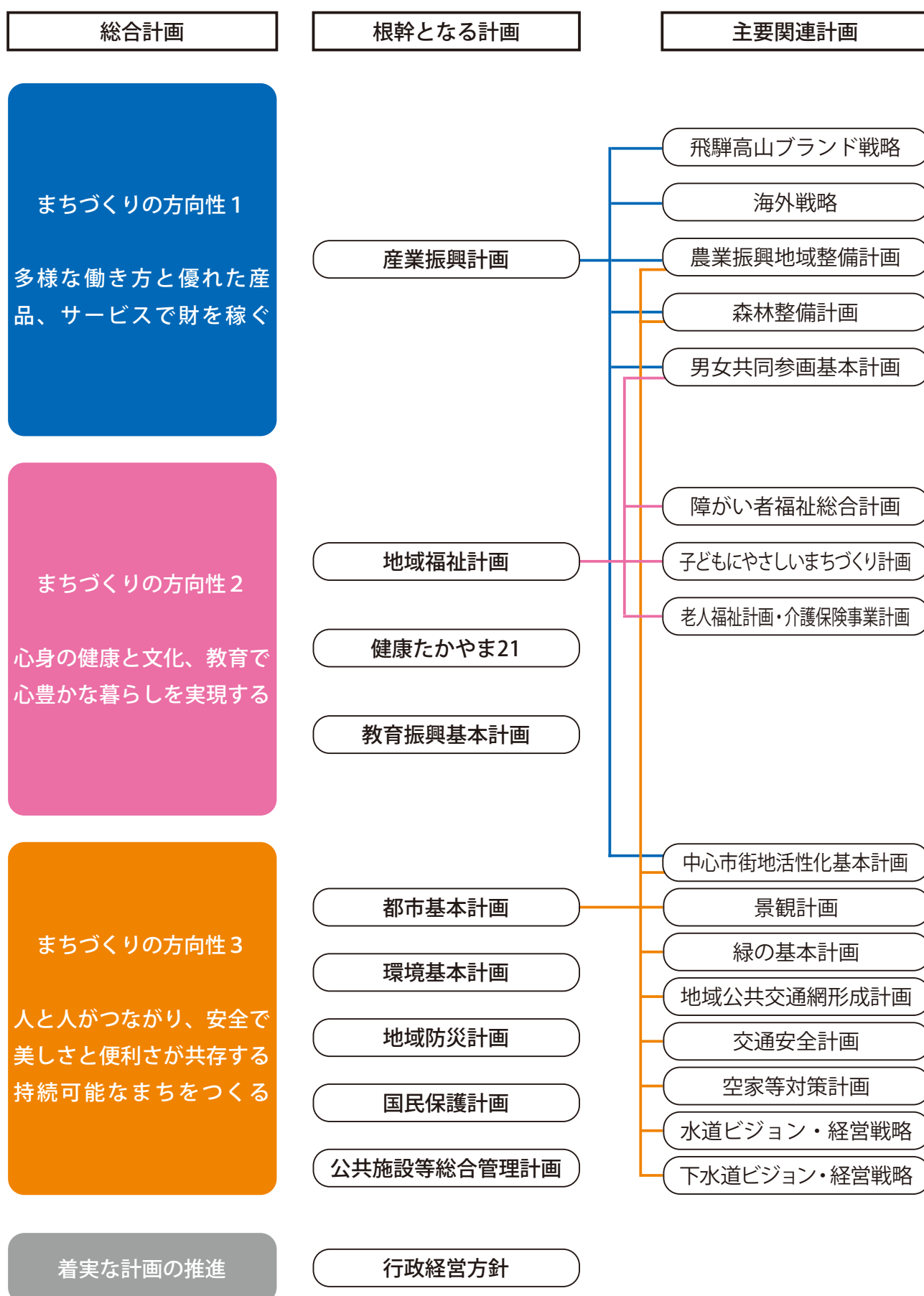
まちづくりの方向性 3

人と人がつながり、安全で美しさと便利さが共存する持続可能なまちをつくる			
指標名	単位	現状値 (2019)	目標 (2024)
「市民、地域、行政が協働してまちづくりに取り組んでいる」と感じている市民の割合	%	54.3	↗
「生涯学習に取り組む機会や学習成果を活かすことができる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	39.6	↗
「保全と開発とのバランスのとれた秩序ある土地利用が行われている」と感じている市民の割合	%	23.8	↗
「身近に憩える公園があり、快適な住宅環境が整っている」と感じている市民の割合	%	26.9	↗
「ごみ処理や分別収集が適切に行われ、良好な生活環境が保たれている」と感じている市民の割合	%	84.2	↗
「安全でおいしい水が提供され、汚水処理が適切に行われている」と感じている市民の割合	%	90.5	↗
「日常的に利用できる公共交通体系が整っている」と感じている市民の割合	%	32.9	↗
「安全で快適に移動できる道路環境が整っている」と感じている市民の割合	%	53.5	↗
「テレビ、ラジオ、インターネットなどを快適に視聴・利用できる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	64.2	↗
「町並み景観や農山村景観など地域の美しい景観が保たれている」と感じている市民の割合	%	79.1	↗
「自然環境の保全や自然エネルギーの活用をはじめ、地球環境を守る取り組みが進んでいる」と感じている市民の割合	%	28.7	↗
「災害から命・財産を守るための準備や体制が整っている」と感じている市民の割合	%	44.0	↗
「犯罪や交通事故などが少なく、安全に暮らせる環境が整っている」と感じている市民の割合	%	66.8	↗
「消防・救急救助体制が整っている」と感じている市民の割合	%	78.0	↗
「効率的で良質な行政サービスが提供されている」と感じている市民の割合	%	50.8	↗

市民満足度の算出方法

$$\text{満足度} = \frac{\text{設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答した市民の数}}{\text{設問に対し、「感じている」「やや感じている」「あまり感じない」「感じていない」と回答した市民の数}}$$

8 主な関連計画



※体系は、特に関連がある計画同士を結んでいる。

※計画は、主となるまちづくりの方向性の箇所に掲載している。

高山市第八次総合計画

高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020—2024

発行日	令和2（2020）年3月
発行	高山市
企画編集	高山市企画部企画課 〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地 TEL 0577-32-3333 (代) URL https://www.city.takayama.lg.jp
印刷・製本	有限会社大六印刷 TEL 0577-32-0212 (代)



高山市

第八次総合計画

2020  2024